

○宮崎大学情報化推進会議規程

平成19年10月25日
制 定

改正 平成20年 5月22日 平成22年 9月22日
平成23年 3月29日 平成28年 3月25日
平成30年11月30日 令和元年12月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学学術情報統括機構規則（以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学情報化推進会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 会議は、宮崎大学（以下「本学」という。）の情報化推進の統括を行うとともに、情報基盤センターの業務に対する自己点検・評価を行い、本学の情報化を適切かつ円滑に推進することを目的とする。

(任務)

第3条 会議は、次に掲げる事項を審議又は実施する。

- (1) 本学の情報化推進における業務統括に関すること。
- (2) 情報施策の立案・策定及び点検・検証に関すること。
- (3) 情報基盤センターの事業計画及び運営経費に関すること。
- (4) 情報基盤センター長の推薦に関すること。
- (5) 情報基盤センター専任教員の選考に関すること。
- (6) 情報基盤センターの業務についての点検・評価に関すること。
- (7) 本学の情報基盤の整備計画に関すること。
- (8) その他情報基盤センターの運営に関すること。

(委員)

第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報化統括責任者（CIO）
 - (2) 副学長のうちから、CIOの推薦に基づき、学長が指名する者
 - (3) 総務担当理事
 - (4) 情報基盤センター長
 - (5) 情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）
 - (6) 情報基盤副センター長
 - (7) 医学部附属病院病院IR部長
 - (8) 情報基盤センター事務長
 - (9) その他CIOが必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、前条第4号に定める審議事項には加わらないものとする。
- 3 第1項の委員が事務職員の場合は、前条第4号及び第5号に定める審議事項には加わらないものとする。

(委員長)

第5条 会議に委員長を置き、委員長は前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 会議が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第8条 会議の事務は、情報基盤センター事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。